

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月



目 次

趣旨	1
協同農業普及事業の実施に関する基本的な考え方	2
1 協同農業普及事業の推進方向	
2 普及指導員の職務	
3 普及組織の体制	
第1 普及指導活動の課題	4
1 意欲ある担い手の育成・確保	
2 産地の収益力向上に向けた取組の支援	
3 環境と安全に配慮した農業の推進	
4 活力ある地域づくりに向けた取組の支援	
第2 普及指導員の配置に関する事項	7
1 普及指導員の配置	
2 専門分野ごとの複数配置	
3 普及指導員としての在任期間の確保	
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	8
1 普及指導員の資質向上に関する考え方	
2 研修の体系	
3 研修の実施体制	
4 研修の方法	
5 調査研究の活用	
第4 普及指導活動の方法に関する事項	10
1 普及指導員の活動体制	
2 農業普及指導センター等の事務	
3 普及指導活動の重点化	
4 普及指導計画の策定と評価	
5 調査研究の実施及びその成果の活用	
6 情報の発信	
7 試験研究機関との連携	
8 関係機関・団体等との連携	
9 農業教育の充実強化	
10 農業者の生涯学習の支援	

第5	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	13
1	行政施策の活用支援	
2	普及指導員の計画的な養成	
3	都道府県の連携	
4	他産業に関する指導機関との連携の確保	
5	農業に関する教育への協力	

趣 旨

本県の農業は、先駆的な農業者の創意工夫と努力に加え、農業振興のための諸施策の展開、農業技術の開発と協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）とが相まって、全国でも屈指の地位を築いてきた。

しかし、近年、わが国の食料自給率の低下、担い手の減少と高齢化、国民の食品に対する安全・安心志向や環境保全への関心の高まり等を背景に、本県の農業・農村も多くの取り組むべき課題を抱えている。

こうした情勢の中、国は、平成22年3月に、「新たな食料・農業・農村基本計画」を策定し、「食」と「地域」の再生に向け、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、安全な食料の安定供給等の取組を進めるとともに、「農業改良助長法(昭和23年法律第165号)」に基づき「協同農業普及事業の運営に関する指針」を平成22年4月に制定した。

県の普及事業においては、「協同農業普及事業の運営に関する指針」を基本としつつ、「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」(平成16年愛知県条例第3号)の第7条に基づく基本計画の実現に向けて、「協同農業普及事業の実施に関する方針」(以下「実施方針」という。)を定め、平成22年度からおおむね5か年間の普及事業の推進方向や管理・運営に係る基本的な考え方を明らかにする。

協同農業普及事業の実施に関する基本的な考え方

1 協同農業普及事業の推進方向

普及事業の基本的役割は、普及指導員等の専門職員が、直接農業者に接して技術指導・経営相談等を行うことにより、農業経営及び農村生活の改善に意欲的に取り組む農業者を育成することである。また、普及事業は、地域農業の実情や行政施策を踏まえた将来方向や解決策を農業者等に提案し、地域における合意形成の支援を行う役割も持っている。

本県農業は、中山間地域から平坦地域、知多・渥美の両半島を擁する多様な自然条件や交通網、農業生産基盤の整備を背景に、施設野菜や花き、畜産等の施設利用型農業や水田作、露地野菜等の土地利用型農業が発展してきており、比較的規模の大きな経営が中心となって地域の農業を支えている。一方、消費地に近い条件を生かした地産地消による農業経営を展開する農業者も増加してきている。

こうした本県農業の特徴をさらに伸ばし、効率的かつ安定的な農業経営の育成と地域農業の振興を図るため、農業者のニーズに即応できる効果的・効率的な普及指導体制の下で、普及指導員の資質向上による普及指導活動の高度化を図りながら、意欲ある担い手や地域農業を支える組織等に対し、次の課題への取組に重点化して普及事業を展開する。

普及指導活動の課題

- 1 意欲ある担い手の育成・確保
- 2 産地の収益力向上に向けた取組の支援
- 3 環境と安全に配慮した農業の推進
- 4 活力ある地域づくりに向けた取組の支援

なお、普及事業の推進に当たっては、普及指導員がスペシャリスト機能^{*1}とコーディネイト機能^{*2}を発揮し、技術を核として、地域農業の発展に寄与する革新的な取組を支援する役割を果たすものとする。

2 普及指導員の職務

普及指導員は、農業の担い手の育成や地域農業の技術・経営課題の解決を図るため、技術指導や経営相談、組織育成等、農業者との信頼関係を構築しつつ行う「普及指導」と、その課題解決方策等を明らかにするための「調査研究」の職務を担う。

*1 農業者に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識(経営に関するものを含む。)の普及指導を行う機能を指す。

*2 地域農業について、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有、課題の明確化、課題に対応するための方策の策定及び実施を支援する機能を指す。

(1) 農業者に対する普及指導等

巡回指導、相談活動、実証展示の実施、講習会の開催等の手段により、直接農業者に接して、農業生産方式の合理化、農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行う。併せて、農業者及び多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動に対する支援を行う。

(2) 調査研究

試験研究機関をはじめとする関係機関・団体等と密接な連携を保ち、専門分野又は普及指導活動の技術及び方法（技術課題の解決、指導方法等）についての調査研究を行う。

3 普及組織の体制

普及組織は、地域に密着した活動を行う農業普及指導センターと、地域を越えた広域的な活動を行う組織からなる体制とする。

第1 普及指導活動の課題

普及指導活動の実施に当たっては、地域の状況を踏まえつつ、市町村や農業協同組合をはじめ関係機関・団体等と密接に連携して次の課題に重点的に取り組む。

1 意欲ある担い手の育成・確保

担い手の高齢化や減少が進む中で、理念やビジョンに基づく経営の発展や地域農業の振興を目指す意欲ある担い手について、積極的に育成・確保を図る。

(1) 経営感覚に優れた基幹経営体^{*3}の育成

本県農業の基幹的な担い手として期待される経営体について、それぞれの発展段階に応じた技術・経営知識の習得、栽培・飼養管理技術の高度化、マーケティングによるニーズの把握等を支援するとともに、必要に応じて法人化への誘導を行う。

なお、経営改善の支援に当たっては、認定農業者制度の活用及び家族経営協定の締結を推進する。

(2) 地域の農業を支える多様な担い手の育成・確保

青年農業者については、個々のレベルや経営内での役割に応じた知識や技術の習得、課題解決能力の養成を促しながら経営管理能力の向上を図る。

また、4Hクラブ、青年農業士会等の組織活動への参加を促し、それを通して青年農業者相互の連携強化・組織運営能力の向上を支援する。

女性農業者については、経営及び経営参画に必要な技能の習得ができるよう支援し、仕事と生活の調和に配慮した役割分担の明確化を推進する。

また、これらの推進に当たっては、女性農業者間の情報交換や相互研鑽のための組織活動を支援する。

新規参入者や定年帰農者等に対しては、本人の就農までの経歴を考慮しながら、就農計画に沿った生産及び経営に関する知識並びに技術の早期習得への支援とあわせて、組織活動への参加を誘導する等により地域との結びつきに配慮する。

なお、新規就農希望者については、就農を希望するまでの経緯や動機が多様であり、農業経営への理解や持っている情報の程度も様々であるため、その希望者に関する情報を十分に把握するように努め、相談への対応や情報提供を行う。

2 産地の収益力向上に向けた取組の支援

普及指導員がスペシャリスト機能及びコーディネート機能を発揮し、産地が主体となって行うマーケティングの取組状況に応じて、販売企画力、生産技術力、組織力の強化等を支援することにより、「生産者と消費者の思いを伝える」生産・販売を実現し、産地収益力の総合的な向上を図る。

*3 基幹経営体とは、推定年間農業所得が 800 万円以上の家族経営体と 1400 万円以上の企業的経営体を指し、本県の農業を支える基幹的な担い手として位置づける経営体を指す。

(1) 新たな価値を生み出す販売企画力の強化

マーケティングリサーチにより把握したニーズを基として、産地が実施する新品种の導入、知的財産権を活用したオリジナル商品・品種の開発、輸出を含めた新たな販路の開拓、サービスの付加等の販売企画力強化のための取組を支援する。

また、農業者と加工業者や流通・小売業者との連携・融合や農業者自らが加工・販売に取り組み、新たなビジネスモデルを作り出す農業の6次産業化^{*4}等の取組を支援する。

(2) 収益力向上のための生産技術力の強化

産地方針に沿った高品質生産技術、高収量生産技術とあわせて省力・低コスト生産技術の確立・導入による農畜産物の品質向上や出荷量の増加とコスト低減のための取組を支援する。

(3) 組織力の強化や生産体制の整備

産地において、上記(1)及び(2)の取組が、効率的、一体的に実施できるよう、産地内の農業者のグループ化・共同化、既存の農業者組織の再編及び体制づくりの取組を積極的に支援する。

加えて、雇用導入、担い手への農地の集積、苗生産や出荷作業の分業化等、産地の生産体制の整備に対する取組を支援する。

3 環境と安全に配慮した農業の推進

環境と安全に配慮した農業への取組を促すため、関係法令、本県の「農作物の施肥基準」、「農業病虫害防除の手引き」等に基づいた各種資材の適正利用を啓発し、地域の実情に応じた環境負荷を低減する技術を組み立て普及する。

施肥については、土壌診断を基本として、有機物による土づくりと土壌及び有機物に含まれる肥料成分を考慮した施用技術を確立し普及を図る。

また、耕畜連携による家畜ふんたい肥の活用をはじめとするたい肥の流通・利用システムの構築を支援する。

病虫害や雑草防除については、化学合成農薬の使用を最小限に抑えるよう、病虫害の発生しにくい環境づくり、予察を用いた防除のタイミングの判断、耕種的防除など多様な手法を組み合わせた総合的な病虫害・雑草管理（I P M）技術体系の確立と普及に努める。

さらに、「愛知県農産物環境安全推進マニュアル」等を活用し、農産物の生産から出荷までの過程における有効なリスク管理手法である農業生産工程管理手法（G A P手法）について、これまでの生産・出荷組織に加えて法人等の大規模経営体への導入を促し、農産物の安全確保、農業生産に伴う環境負荷の低減、農作業事故防止等を総合的に推進する。

I P MやG A P手法の普及に当たっては、市町村をはじめ関係機関・団体等と連携

*4 6次産業化とは、農業等の第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している形態(6次産業)に経営を多角化したことを指す。

して地域的な広がりを持って取り組まれるように配慮する。

なお、土づくり、化学肥料低減、化学合成農薬低減の三つの技術を用いた持続性の高い農業生産に主体的に取り組む農業者（エコファーマー）を積極的に育成する。

有機農業については、環境と安全に配慮した農業における特徴的な取組の一つとして位置づけ、有機農業者、関係機関・団体等と連携して、地域の実情に応じた取組を支援する。

産地が取り組む生産技術力強化の支援に当たっては、地球温暖化に適応する農業技術等を推進するとともに、低炭素社会^{*5}への対応を積極的に進めるように努める。

4 活力ある地域づくりに向けた取組の支援

活力ある地域づくりと県民の「農のある暮らし」^{*6}の実践を進めるため、普及指導員のコーディネート機能を生かして、農畜産物の直売を核とした生産・販売、地域ブランドの開発、農業者とNPO等とが連携した消費者との交流活動等の取組を支援する。

また、地域の農業の維持・発展に向けて、農作業の受委託や農地の利用権設定が円滑に推進されるように担い手と調整機関との連携強化を図るとともに、農業者戸別所得補償制度をはじめ諸施策を活用した担い手の経営安定に対する取組や飼料作物の生産、たい肥利用の促進等、地域が一体となった耕畜連携の取組を支援する。

このほか、農業者が地域住民等と一体となって取り組む環境や生物多様性の保全のための活動、鳥獣害対策、耕作放棄地対策等の組織的な活動について協力する。

なお、都市近郊地域では、農業体験に関心を持つ都市住民の要望に応えつつ、耕作放棄地の発生防止にもつながる新たな経営形態として、農業者が主体となった農業体験ビジネスのモデルを模索する。

中山間地域においては、地域資源を生かした特産品づくりや自然・景観等の再評価による地域活性化の取組を支援する。

これらの取組においては、地域リーダー的な存在である農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザー等の役割が十分発揮できるような活躍の場づくりとともに、女性農業者が地域の活動に積極的に参加し、方針決定に寄与できるように支援する。

*5 低炭素社会とは、地球温暖化の主要原因の一つとされる二酸化炭素の排出量が少ない産業及び生活システムを構築した社会を指す。

*6 食と農に関する情報の収集、農業体験活動への参加、市民菜園の利用等、消費者自らが農業に親しむ活動を積極的に生活の中に取り入れ、暮らしの中で農業を身近に感じること。

農業者（生産者）が中心となった活力ある地域づくりを通して、消費者と生産者との距離感を縮め、消費者が農業を身近に感じることができるようになる。

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

(1) 農林水産事務所農業改良普及課（農業普及指導センター）

農業者の高度で多様なニーズや地域の農業の課題に的確に対応し、関係機関・団体等と適切な役割分担を行いつつ普及指導活動が行えるよう、地域の農業情勢や農業振興方策、専門分野等に配慮して、普及指導員の適正な配置に努める。

(2) 農業総合試験場

普及組織全体が機能を発揮するため、県域を所管し、地域の普及指導員の活動のサポートと併せ、普及指導活動・試験研究等との連携に関する総合的な企画調整、複数の農業普及指導センターと連携しながら取り組む調査研究の実施や普及指導員の資質向上を支援できるよう、広域担当の普及指導員の適正な配置に努める。

(3) 農業大学校

農業大学校に普及指導員を配置するに当たっては、学生指導や新規就農希望者等の就農に対する相談等に的確に対応できるよう、農業大学校の研修教育施設としての特性や専門に配慮して適正な配置に努める。

2 専門分野ごとの複数配置

農業者等からの要請に対する迅速かつ的確な対応と、普及指導の継続性の確保、普及指導員の相互研鑽による指導力養成等に配慮し、農業普及指導センターにおける専門分野の担当ごとの複数配置に努める。

3 普及指導員としての在任期間の確保

農業者等との信頼関係のもとに地域に密着した普及指導活動を継続的に行えるよう、一定の在任期間の確保に努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 普及指導員の資質向上に関する考え方

普及指導員がスペシャリスト機能及びコーディネート機能を普及指導活動において十分に発揮し、近年のめざましい技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質向上が図られるよう、研修の充実強化に努める。

専門分野の知識及び技術は、作目別^{*7}及び生活改良^{*8}を基本とし、土壌及び肥料、病虫害、経営管理、鳥獣害、流通・加工、普及指導方法等の共通分野（以下「共通専門分野」という。）についても必要な資質の向上に努める。

研修は、自己啓発を基本に、O J T（職場で日常の業務を通して行う研修）を中心とし、O f f J T（日常の業務を一時的に離れて受ける集合研修等）により補完するよう、研修体系、研修の実施体制、研修の方法及び調査研究の活用に留意して実施する。

なお、普及指導員を早期に育成・確保する観点から、特に、普及指導活動経験の少ない普及職員に重点をおいて研修を実施するとともに、普及指導員資格が取得できるよう指導体制を強化する。

2 研修の体系

(1) 実践指導力強化研修(初級研修)

普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。

(2) 専門指導力強化研修(中級研修)

専門分野（作目別、生活改良）及び共通専門分野を中心とした課題解決能力向上に関する研修、マーケティング、経営管理等経営的視点を重視した指導能力の向上に関する研修並びに知的財産の創造、保護及び活用の支援に関する指導能力の向上に関する研修を実施する。

(3) 総合指導力強化研修(上級前期研修)

地域の総合的な課題に対する課題解決能力の向上を図るための普及指導方法の高度化に関する研修、若手普及職員の指導及び助言に当たる普及指導員の指導能力の向上に関する研修等を実施する。

(4) 企画・運営能力強化研修（上級後期研修）

普及指導員の養成及び資質向上、普及指導活動の総合的な企画調整・管理運営等に関する研修を実施する。

*7 作目別専門分野とは、作物、野菜、果樹、花き及び畜産の5つの分野を指す。

*8 旧生活改良普及員の専門分野である農産物利用及び食品加工、労働衛生、住居環境及び生活経営の4つの分野を一括して生活改良と称する。

3 研修の実施体制

普及指導員研修が中長期的な視点に立って計画的に実施できるよう普及指導員研修実施要領を別に定め、研修実施計画の作成、研修の実施、研修効果の評価等が効果的、効率的に行うことができる体制を構築する。

4 研修の方法

研修目的に応じて、O J TやO f f J T等の方法を組み合わせ、先進的な農業者、試験研究機関、民間団体、普及指導員の経験者等と必要に応じて連携して効果的な研修を実施するとともに、国段階の研修等を計画的に活用する。

(1) O J T

O J Tの実施に当たっては、新任の普及職員の育成体制を構築するとともに、育成目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取組の見直し等を行い、研修効果の向上を図る。

(2) O f f J T

O f f J Tの実施に当たっては、講義等による座学のみならず、討議、演習、実習等の手法を取り入れること等により、研修効果の向上を図る。

5 調査研究の活用

調査研究の取組を普及指導員等の資質向上に活用するため、農業技術体系化促進会議において実施する調査研究の課題検討、情報交換、成果の体系化等を充実する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導員の活動体制

農業者に対する技術指導・経営相談・組織育成等を行うための総合指導力が発揮できる体制とするとともに、試験研究機関や農業大学校をはじめとする関係機関・団体等との連携がとりやすい体制とし、次の事項を基本とする。

- ① 普及指導の分野に応じたグループ制の実施
- ② 技術指導における作目別専門分野を基本とした専門分担
- ③ グループ相互の連携による普及指導計画推進チームの編成

2 農業普及指導センター等の事務

(1) 農林水産事務所農業改良普及課（農業普及指導センター）

農業普及指導センターの総合指導力が発揮できるようにするため、次の事務を行う。

- ① 普及指導活動の実施により得られた知見の整理・体系化
- ② 普及指導活動の役割分担・進行管理、情報の共有化
- ③ 普及指導計画の策定及び普及指導活動の評価
- ④ 農業普及指導センター内における資質向上研修の実施
- ⑤ 関係機関・団体等との連絡・調整
- ⑥ 農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供
- ⑦ 新規就農に向けた啓発、就農関連情報の提供、新規就農に関する相談、指導・助言その他の新規就農を促進するための活動

(2) 農業総合試験場（普及指導部門）

普及組織全体の総合指導力が発揮できるようにするため、農業経営課（普及事業主務課）と密接な連携を図りつつ、次の事務を行う。

- ① 普及指導活動・試験研究等との連携に関する総合的な企画調整
- ② 農業普及指導センター等と連携して実施する現場解決型調査研究の実施
- ③ 地域の普及指導員の資質向上及び活動のサポート
- ④ 県域の関係機関・団体等との連携・調整
- ⑤ 農業者に対する情報の提供

3 普及指導活動の重点化

(1) 普及指導活動の領域

将来にわたって、安全で良質な食料等を供給していくため、消費者の視点を重視しつつ、効率的かつ安定的な基幹経営体の育成と地域農業の振興を図ることとする。そのために、①現地における技術の確立・実証、②農業生産に関する技術・知識の普及指導、③農業経営に関する相談、④多様な担い手の育成・確保、⑤産地における生産組織の育成、⑥地域農業・農村の振興に向けた合意形成等の支援を普及指導活動の領域とする。

(2) 普及課題及び対象の重点化

普及課題は、第1の普及指導活動の課題に即し、地域農業や農村の実態に応じて

必要性及び緊急性が高いものについて重点化する。

普及指導活動の対象は、経営の発展や地域農業の振興を目指す意欲的な担い手及びその集団を中心とし、普及指導計画における対象の設定に当たっては、地域全体への波及効果を考慮する。

4 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

農業普及指導センターは、計画的・重点的な普及指導活動を実施するため、実施方針に即し、地域の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、普及指導活動の対象ごとの推進事項や目標等を示した普及指導計画（基本計画及び年度計画）を策定する。

(2) 普及指導活動の評価

年度計画は、活動経過、活動成果等について、年度評価を行う。基本計画については、中間年度に中間評価、最終年度に総合評価を行う。

(3) 普及指導活動情報の共有

普及指導活動に関する日常的な情報共有等を目的として、普及指導活動の記録を整備する。

(4) 外部評価の実施

普及事業をより広い視野から適切に評価し、その結果を的確に普及指導活動へ反映していくため、普及事業関係者以外の有識者・消費者等を評価員とする、普及事業の外部第三者評価を行う。

5 調査研究の実施及びその成果の活用

専門分野ごとに課題を整理し、体系的な調査研究を実施する。その成果を経営体の育成や産地の収益力向上のための普及指導活動に活用する。

6 情報の発信

県民の農業及び普及事業に対する理解を深めるため、愛知県ホームページ等の手段を活用し、農業技術支援情報等をはじめとする農業・農村に関する各種情報を、農業者はもとより広く県民に迅速かつ効率的に提供する。

7 試験研究機関との連携

現場ニーズに即応した技術開発や技術普及の迅速化を進めていく観点から、農業技術体系化促進会議や実用化技術研究会等への参加により、普及事業と試験研究の一層の連携強化を図る。

普及指導活動の中で解決が困難な問題や新たに発生した課題について現場の状況等を整理し、試験研究機関に対する要望課題として提起する一方、現場解決型調査研究や必要に応じて産学連携に知見を有する者との連携により速やかな課題解決を図るとともに、新技術・新品種等の試験研究成果については、現地実証展示や研究会等を通して、農業者への迅速な普及を図る。

8 関係機関・団体等との連携

普及事業と関係機関・団体等との密接な連携の確保及び役割分担の明確化を図るため、関係機関・団体等により構成する地域段階の農業改良普及推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。また、県段階においても、関係機関・団体等との連携強化を図る。

(1) 市町村との連携

推進会議等により、市町村の行政施策等との密接な連携を確保しつつ、地域農業の構造改革に向けた合意形成を支援し、地域農業を支える担い手が活躍できる環境づくり等を行う。

(2) 農業協同組合の営農指導事業等との連携

担い手の育成・確保や産地の育成、地域農業の振興には、農業協同組合の営農指導事業等との密接な連携を図りながら普及指導活動を行う。

なお、農業者に対する指導内容や現地展示等について綿密な打合せを行いつつ、栽培暦等に基づく一般的な営農相談や基本的な簿記記帳の推進については、販売・購買事業と直結した農業協同組合の営農指導組織等が担うよう、地域の実情に即して役割分担を明確にしていく。

(3) 先導的農業者との協働と民間専門家の活用

農業経営士、青年農業士、農村生活アドバイザー等と協働し、農業後継者に対する指導を展開するとともに、普及指導活動成果等を地域に波及させる。

また、農業経営の高度化や法人化、マーケティング、6次産業化を推進するための加工・流通、会計・経理、労務管理等の専門分野に関しては、関係機関・団体等と連携し協力の得られる民間専門家を研修会講師等として積極的に活用していく。

9 農業教育の充実強化

農業大学校は、農業高等学校等と連携をとりながら、農村青少年等就農意欲のある者を広く募集し、実習と講義等を組み合わせた実践的な教育を基本に教育内容の充実に努める。農業大学校における実践的かつ先進的なカリキュラムのもとで、農業普及指導センター及び試験研究と連携し、時代に対応した経営管理、先端技術、情報処理等、就農に必要な知識・技術の習得に関する教育を充実させる。

また、農業経営基盤を持たない学生に対しては、派遣実習受入れ農家との交流、農業法人等への就職あっ旋等を通じて就農へ誘導する。

10 農業者の生涯学習の支援

生産性の向上や経営発展等に取り組む意欲ある農業者に対して、農業技術や経営知識等についての研修を実施する。その際、農業大学校研修部と農業普及指導センターが連携を図りつつ、農業大学校は県内の共通課題を、農業普及指導センターは地域の課題を取り上げる。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 行政施策の活用支援

普及事業の特徴を生かし、普及指導活動の主体性を確保しつつ、課題解決の手段として、農業改良資金、就農支援資金等の制度資金、各種補助事業を農業者が積極的に活用できるよう支援する。

2 普及指導員の計画的な養成

普及指導員を継続的に確保するため、普及指導員の受験資格が取得できる配置に努める。

3 都道府県の連携

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関する都道府県間の情報の共有に努める。

4 他産業に関する指導機関との連携の確保

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、必要に応じて商工会議所等の農業以外の産業に関する指導機関との連携の確保に留意する。

5 農業に関する教育への協力

県民の農業・農村に対する理解の増進や将来における農業の担い手の確保に資するよう、市町村、教育機関、農業協同組合等が行う教育への取組に対し必要な協力を努める。

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

愛知県農林水産部農業経営課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-954-6412